

町内会の皆様に置かれましては、新型コロナウイルス感染拡大が続く中、日々の体調管理や、感染防止対策にご協力をいただくなど大変ご苦労されていることとお察し申し上げます。本号は冬に備えて早めの準備をお願いしたく、雪対策に関する支援制度などについても、特集を組んでおりますので、是非ご利用ください。

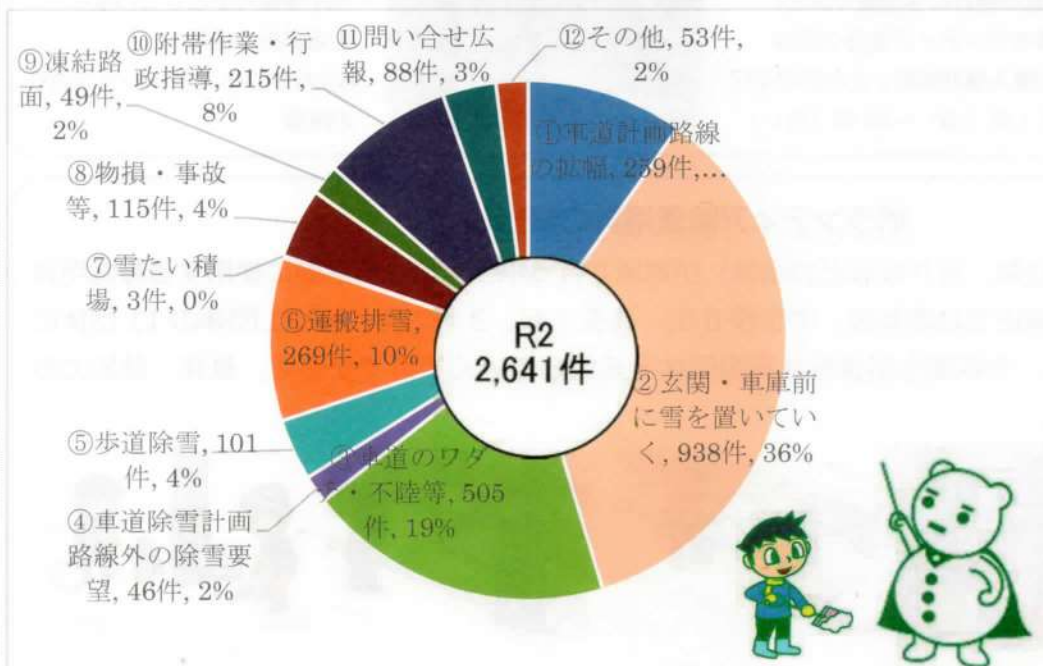
令和2年度の苦情・要望について(東区版)

令和2年度の苦情要望件数は、令和元年度に比べて約400件減少し、特に車道のワダチ・不陸等に関しては、約300件減少しました。

これは、令和元年度に比べて降雪量が少なかったことや、ドカ雪の時期がパートナーシップ排雪後であったため、道路内での雪置き場が確保されたことが要因だと思われます。

また、車道への雪だしや公園への重機での雪入れなど、モラルやマナーに関する相談も多数寄せられています。

《苦情・要望件数》	2,641件	(令和元年度 3,059件)
《苦情・要望の内容》1位	玄関・車庫前に雪を置いていく	938件
2位	車道のワダチ・不陸等	505件
3位	運搬排雪	269件



《公園への重機での雪入れ被害》

毎年雪解け後、公園への重機での雪入れにより、公園の一部が壊されていることがあります。公園を利用する子供たちが悲しむような、公園への重機での雪入れは、**絶対にやめてください。**

みんなの公園が・・・



冬みち通信

令和3年度
第2号

SAPPORO

【発行元】
札幌市東区土木センター内
除雪連絡協議会事務局
札幌市東区北33条東18丁目1-6
TEL 011-781-3521
FAX 011-784-6418

記事タイトル

- 1 令和2年度の苦情・要望について
- 2 札幌市の雪対策支援制度をご活用ください
- 3 除雪に関するお願い



雪に関する情報は、東区ホームページでもご覧いただけます
http://www.city.sapporo.jp/higashi/annai/g_doboku.html

札幌市の雪対策支援制度をご活用ください

札幌市では、雪対策に関する支援制度をご用意しておりますので、ぜひご活用ください。なお、制度の詳細については、各問合わせ先にご確認ください。

小型除雪機の購入補助制度

地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機の購入を補助します。



- 補助額：購入額の2分の1以内（上限50万円）
- 補助対象：町内会又は除雪ボランティアを行う団体
「小型除雪機の貸出制度」との併用不可
- 申込期間：令和3年9月22日（水）より開始（先着順）
- 問い合わせ：札幌市建設局雪対策室（☎211-2682）

融雪施設設置資金の融資あっせん制度

間口や宅地内の雪を処理するため、宅地内に固定式の融雪槽(機)またはロードヒーティングを設置する場合に、融資限度額300万円、無利子で融資します。金融機関からの融資で無担保であるため、保証料がかかります。

- 申込期間：令和3年11月30日（火）まで
- 問い合わせ：東区社会福祉協議会（☎741-6440）
東区役所保健福祉課（☎741-2459）

小型除雪機の貸出制度

地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機を無償で貸出します。

- 貸出件数：40件（応募多数の場合には抽選で決定）
- 貸出対象：町内会又は除雪ボランティアを行う団体
「小型除雪機の購入補助制度」との併用不可
- 申込期間：令和3年10月1日（金）～29日（金）



《使用例》

- ・雪山で狭くなった生活道路の幅を広げる作業
- ・市が除雪対象としていない生活道路の除雪
- ・消火栓やゴミステーション周りの除雪

ボランティア除雪用具の貸出し

市民（町内会、学校、企業、NPOなどの団体）が地域で行うボランティア活動に使用する除雪用具を無償で貸出します。東区では昨年度、中学校6校、高校1校、3町内会、NPO1団体の11団体にご協力いただいております。今年度も引き続き実施団体を拡大していく予定ですので、是非、参加の方よろしくお願ひします。



貸出用具(例)



道路の除雪



個人宅の間口除雪



消火栓やゴミステーション
周辺の除雪

- 貸出期間：貸出日から1年間（初回は翌年度5月末まで）
- 問い合わせ：東区土木部維持管理課（☎781-3521）

除雪に関するお願い

札幌市の除雪におきまして、除雪した際の雪は道路敷地内で処理しております。道路敷地内に雪を堆積し個人排雪している場所へも雪を置くことへの

ご理解・ご協力をお願いします。



さっぽろ市

02-Q02-21-854
R3-2-639